

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブータン	第三次農村道路建設機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の交換公文	第三次農村道路建設機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	966,000千円 H31.4.30まで	H28.3.15 ニューデ リー（イ ンド）で (同日)	日本側 平松賢司在ブータン大使（インドにて兼轄） ブータン側 ジェツォブ・ナムギヤル駐日（在インド）ブータン大使	H28.6.29 245号
ブータン	食料のための農業機械整備計画のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の交換公文	食料のための農業機械整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	250,000千円 H31.11.30まで	H28.10.18 ニューデ リー（イ ンド）で (同日)	日本側 平松賢司在ブータン大使（インドにて兼轄） ブータン側 ジェツォブ・ナムギヤル駐日（在インド）ブータン大使	H28.11.1 426号
ブータン	国道四号線橋梁架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の交換公文	国道四号線橋梁架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,156,000千円 H35.12.31まで	H28.12.16 ニューデ リー（イ ンド）で (同日)	日本側 平松賢司在ブータン大使（インドにて兼轄） ブータン側 ジェツォブ・ナムギヤル駐日（在インド）ブータン大使	H29.1.5 4号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。